

感染症の予防について

〈医療機関用〉

出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則 第19条)

疾患名	出席停止期間
1. 新型コロナ感染症	発症した日を0日とし、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで *「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
2. インフルエンザ	発症した日を0日とし、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
3. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4. 麻疹	解熱後3日を経過するまで
5. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
6. 風しん	発疹が消失するまで
7. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
8. 咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
9. 結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
10. その他	*その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き第3種の感染症として措置をとる

- 症状には個人差がありますので、出席停止期間中は十分休養をとり、医師の許可が出てから学校に登校してください。
出席停止期間中は、不必要な外出や友人との接触は避けていただきますよう、宜しくお願いします。
- 保護者の皆様の正しいご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 新型コロナ感染症は、発症から10日を経過するまでは、マスクを着用するようにしてください。

宝仙学園中学校・高等学校 保健室

感染症登校許可書

年 組 番 氏名 _____

最終登校日 月 日 ()
早退 : 有 ・ 無

病名

- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ インフルエンザ A型 ・ B型
- ・ 麻疹
- ・ 風疹
- ・ 流行性耳下腺炎
- ・ 水痘
- ・ 百日咳
- ・ 溶連菌感染症 (中学生のみ)
- ・ その他 (_____)

※ 出席停止初日は最終登校日以降の日付でお願いします

出席停止期間 年 月 日 ~ 月 日

年 月 日

住所

医師

印